

令和 7 年

第 6 回

富里市農業委員会議事録

令和 7 年 6 月 1 0 日（火）

富里市役所分庁舎 2 階大会議室

富里市農業委員会

富里市農業委員会総会議事録（第6回）

日 時 令和7年6月10日（火）

場 所 富里市役所分庁舎2階大会議室

招集者 富里市農業委員会会長 相 川 克 義

議 事 1 議事録署名委員の指名

2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

3 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

4 議案第3号 農用地利用集積等促進計画案への意見聴取について

5 報告第1号 農地法第5条の規定による届出について

6 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

農業委員

出席（8名）

1 番	関		利	之	2 番	田	口	榮	一
3 番	秋	元	和	子	4 番	森	田	孝	子
5 番	伊	井	義	則	6 番	塩	澤	英	一
7 番	津	田	博	明	8 番	相	川	克	義

欠席（0名）

◎開 会

議 長 これより令和 7 年第 6 回農業委員会総会を開会します。

本日の出席委員は 8 名中 8 名ですので、会議は成立しております。

(午後 1 時25分)

◎議事録署名委員の指名

議 長 日程第 1 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、会議規則第14条第 2 項の規定により、議長において指名します。

秋元 和子 さん、森田 孝子 さん、以上の諸君にお願いします。

◎議案第 1 号

議 長 日程第 2 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、所有権移転
1 を議題とします。

田口委員の審査並びに調査の結果について、説明を求めます。

田口委員。

田口委員 はい、議長。

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、所有権移転 1 について、書類
審査及び現地調査の結果を御報告いたします。

担当は田口です。

概要は議案書のとおりです。

事由としましては、権利者は経営規模拡大、義務者は経営規模縮小とのことです。

権利者の作付作物及び農機具の所有状況は、マイクログリーン約40,000平方メートル、
ビーツ約5,000平方メートル、エディブルフラワー約10,000平方メートル、その他70品目約
20,000平方メートルです。農機具はトラクター 3 台、耕運機 3 台です。

現在の所有農地も適切に管理されており、申請農地は効率的に利用されると判断します。

以上、報告を終わります。

議 長 ただいまの説明について、意見はありますか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより本案を採決します。

本案を許可と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可と決定しました。

◎議案第 2 号

議 長 日程第 3 議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、一時転用 1 を議題とします。

関委員の審査並びに調査の結果について説明を求めます。

関委員。

関委員 はい、議長。

議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、一時転用 1 について、書類審査及び現地調査の結果を御報告いたします。

担当は関です。

土地の表示、価格、権利者、義務者、一時転用事由は、議案に記載のとおりです。

申請地の位置は、インターナショナルリゾートホテルの先にあるコンビニエンスストアの正面にあります。既存の太陽光発電の拡張工事に伴うものです。

農地区分は第 2 種農地で、面積は 484 平方メートルです。

一時転用事由は、太陽光発電施設設置工事に伴う一時的な搬入用通路です。一時転用期間は、令和 7 年 6 月 30 日から令和 7 年 9 月 30 日の約 3 か月です。これらのことから、本案件は許可相当と思われます。

以上、報告を終わります。

議 長 ただいまの説明について、意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより本案を採決します。

本案を許可相当と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可相当と決定しました。

◎議案第 3 号

議 長 日程第 4 議案第 3 号 農用地利用集積等促進計画案への意見聴取についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局。

事 務 局 はい、議長。

議案第 3 号 農用地利用集積等促進計画案への意見聴取について、御説明いたします。

本案件につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第 3 項の規定により、令和 7 年 5 月 26 日付けにて、富里市長より農業委員会に対して、農用地利用集積等促進計画案の適否についてを依頼されたものです。内容につきましては、次第の 3 ページから 4 ページに記載のとおりです。

説明は、以上です。

議 長 ただいまの説明について意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより本案を採決します。

本案を承認することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり決定しました。

◎報告第 1 号

議 長 日程第 5 報告第 1 号 農地法第 5 条の規定による届出について、事務局の説明を求めます。

事務局。

事 務 局 はい、議長。

報告第 1 号 農地法第 5 条の規定による届出について、御説明します。

次第の 5 ページから 6 ページに 2 件ございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

説明は、以上です。

議 長 ただいまの報告第1号について質問等はありませんか。

(発言する者なし)

質問等がないようですので、了解いただきたいと思います。

◎報告第2号

議 長 日程第6 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局の説明を求めます。

事務局。

事務局 はい、議長。

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について、御説明します。

次第の7ページに1件ございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

説明は、以上です。

議 長 ただいまの報告第2号について質問等はありませんか。

(発言する者なし)

質問等がないようですので、了解いただきたいと思います。

◎閉 会

議 長 以上をもって、本総会に付議されました案件の審議は全部終了しました。

これをもって本総会を閉会します。

(午後1時38分)

議事録署名委員

会 長

署名委員

署名委員